

令和6年度岡崎市食品衛生監視指導計画案に対する意見・要望

| No. | 大項目 | 項目 | 区分 | 提出者 | 頁 | 意見・要望 | 本市の考え(案) |
|-----|---------------|-----------------------------|----|-----|----|--|--|
| 1 | 実施体制 | 監視指導の実施 | 要望 | 団体 | 2 | 実施体制について、地域に根ざしたきめ細やかな監視指導を実施するために、食品衛生協会との連携について記載があります。当協会においても、食品営業許可更新調査、食品衛生講習会、食品衛生月間、HACCP相談支援及び食品衛生管理優秀店認定等の各事業を押し進めてまいります。変わらぬご支援、ご指導をお願いいたします。 | 地域に根ざした指導を行うためには、主に地元の食品事業者から構成される食品衛生協会の支援が必要です。情報交換を積極的に行い、より一層の連携体制の強化を目指します。 |
| 2 | | 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制の確保 | 要望 | 団体 | 2 | カンピロバクター、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス等による食中毒の発生と全国的には食の安全・安心を脅かす事案が発生しています。広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制確保について記載がありますが、速やかな連携、情報共有を期待します。 | 食の安全・安心を脅かす事案が発生した際には、機動特別監視担当の迅速かつ機動的な対応をいたします。又、広域的な食中毒発生時には関係機関との速やかな連携・情報共有に努めます。 |
| 3 | 監視指導 | 監視指導実施計画 | 要望 | 団体 | 9 | 年間監視指導対象施設予定件数1,900件は、許可施設数が5,456施設あり、監視率は34.8%となり、昨年度と同様な監視率により行われると理解しております。当協会では会員施設への巡回・指導を行うことを主要事業としています。昨年5月に5類感染症に変更となりました、現下のコロナ禍の状況における適切な巡回方法について、引き続きご指導をお願いいたします。 | 昨年度に引き続き、法改正に対応した監視を適切に実施するとともに、監視の実施体制の強化を図り、監視の質を高め、監視率の向上に努めます。巡回のあり方については、チラシ配布等といった非接触型の方法も模索し、食品衛生協会と協力して進めていきます。 |
| 4 | | 許可施設以外の食品等事業者の監視指導 | 要望 | 団体 | 10 | 許可施設以外の食品取扱施設や学校祭・地域の夏祭り等の営業に該当しない食品イベントにおける食品による事故を未然に防止するため、施設の把握と計画的な監視指導をお願いいたします。当協会としましても、地域に密着したイベントについて貴市と連携を図り、食の安全・安心の確保に努めてまいります。 | 食品衛生法第55条の規定による許可を受けた施設以外の食品等事業者に対する監視指導も強化します。学校祭、地域のお祭り等の飲食イベントはイベントの把握及び食品取扱者に対して衛生指導に努めます。地域の飲食イベントの衛生管理についてはご協力をお願いいたします。 |
| 5 | | 飲食イベントに対する衛生指導の推進 | 要望 | 団体 | 10 | | |
| 6 | | 令和6年度の重点監視指導事項 | 意見 | 個人 | 10 | HACCP完全施行より約3年経過したことで、HACCP準拠の衛生管理が適切に行われているか監視指導を行い、関連して各種記録の作成・保存を徹底させ、記録のチェックによりきめ細かな指導を図る、とのことである。思惑通りに進むことが出来れば言うこと無いが、昨今の製造業数値改ざん事例が相次ぐ状況を見ると、残念ながら記録の改ざんを試みるケースは本件においても想定される。この場合、改ざんが発覚した場合の罰則規定をどの様に想定されているのか、また改ざんに走らない様な「抑止力」をどの様に働かせようと考えているかをお伺いしたい。 | 営業施設の監視指導時に、各種記録は改ざんされないような形での記録をお願いしています。例えば、ボールペンでの記入や、紙に書いたものをPDFや写真等にして保管するなどの対応をお願いしています。改ざんした場合の罰則規定はないですが、衛生管理の記録が適切にできていない場合には必要に応じて行政指導を行う予定です。 |
| 7 | 一斉取締り・予防啓発の実施 | 一斉取締りの実施 | 要望 | 団体 | 16 | 残念ながら、本市において令和5年に腸管出血性大腸菌O157による食中毒が1件、アニサキスによる食中毒が1件発生しました。食中毒予防は、調理従事者の食品や調理器具の取扱いが重要となりますので、当協会においても会員への注意喚起を行ってまいりますが、貴職においても食品事業者への監視指導はもちろんですが、消費者に対しても、手洗いや他の食材に菌が移らないように注意するなどの啓発についても益々力を入れていただくようお願いいたします。また、昨年1月と11月に各1件、ノロウイルスによる食中毒が発生しました。ノロウイルスによる食中毒はその多くは食材由来ではなく、人由来のウイルスが原因であることが判明しています。従業員の体調管理やトイレなどお客様、従事者が共用する施設・設備での感染対策が重要ですので、ふきとり検査等自主検査を進めてまいります。 | 飲食店に対しては、計画に基づいた監視指導及び講習会において正しい知識の周知を通じて食中毒の予防を図ります。特に食中毒の発生しやすい時期には一斉監視を実施します。消費者には、出前講座等を通じて食中毒の正しい知識習得のため、積極的にリスクコミュニケーションを行います。 |
| 8 | | 予防啓発の実施 | 要望 | 団体 | 17 | 平成30年に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、HACCPに沿った衛生管理の制度化は令和3年6月から完全施行されています。原則として全ての食品等事業者に一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められており、食中毒発生、異物混入等の防止対策が強化されました。当協会においてもHACCP相談支援を行い、HACCPに沿った衛生管理の推進を図っております。しかしながら、HACCPに沿った衛生管理の制度についての理解は、依然として十分ではないのが実情です。貴職においても引き続きHACCPに沿った衛生管理である、計画の作成・記録付けの実施のご確認を推進して頂き、そしてきめ細やかなご指導をお願いいたします。また、令和3年6月に、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設等大きく制度が改正されました。引き続き、改正内容については、食品等営業者への周知の徹底及び指導をお願いいたします。合わせて窓口業務を始めとする業務全般に、一層の連携を強化して頂くようお願いいたします。 | HACCPに沿った衛生管理の制度化について、監視の際に計画や記録の確認を行い、岡崎市食品衛生協会と協力して不適切な施設については改善に向けた支援を行うとともに、適切な管理ができるよう監視指導を行います。また、食品衛生法の改正内容については、業務全般の連携を強化しつつ、さらなる周知の徹底を図っていきます。 |

令和6年度岡崎市食品衛生監視指導計画案に対する意見・要望

| No. | 大項目 | 項目 | 区分 | 提出者 | 頁 | 意見・要望 | 本市の考え(案) |
|-----|--------------------|-------------------|----|-----|----|--|---|
| 9 | 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進 | 評価制度の導入の推進 | 要望 | 団体 | 18 | 当協会では、自主的衛生管理の根幹として「検便・食品検査・ふきとり検査・記録の作成等」の実施を積極的に推進しているところであり、HACCPに沿った衛生管理が制度となり、その重要性は益々高くなると考えられます。検便については、引き続き、年2回程度の実施の推進をお願いいたします。また、食品等事業者による自主的な衛生管理を推進するための評価制度の一つとして、「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」の推進を貴市と協働で実施しております。この認定制度については、HACCPに沿った衛生管理の制度にも十分対応ができ、より取り組みやすい制度としていただき、自主的衛生管理の一層の充実を図るためのご支援ご協力をお願いいたします。合わせて消費者への周知をお願いいたします。 | 定期的な検便の実施指導や、再講習会の受講については、自主的衛生管理のかなめとして指導を引き続き行ってまいります。また、HACCPに沿った衛生管理だけでなく、自主的衛生管理を一層充実させるため、岡崎市食品衛生協会と協働して「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」の促進に努めますのでご協力よろしくをお願いいたします。消費者が認定店を認識して施設選択の一助とできるよう、市政だより等での周知を図ります。 |
| 10 | 監視指導に従事する職員の資質の向上 | 監視指導に従事する職員の資質の向上 | 要望 | 団体 | 20 | 大規模化・高度化・多様化する食品関係施設への監視指導に対応するため、職員の資質の向上を図る旨の記載があります。我々事業者にとって、食の安全を守り、食中毒等の危害防止を図るうえで、食品衛生監視員による科学的な根拠に裏付けられた指導は不可欠です。また、HACCPに沿った衛生管理の制度についての監視指導の強化も必要であると考えます。必要な監視指導に不足のない人員の確保対応をお願いいたします。 | 食品衛生監視員の人員確保については、適正な人員数となるよう情勢を勘案し計画的に行います。また、国及び県などの開催する研修会や実地での研修を通じて技術習得及び情報収集し、食品衛生監視員の資質の向上にも努めます。 |
| 11 | その他 | その他 | 要望 | 団体 | | 食の安全の確保は生命の安全の確保と同義義であります。食品衛生行政の権限を十分に発揮し、市民の健康保護のために積極的な対応をお願いいたします。 | 市民の健康保護のための積極的な対応に努めてまいります。 |
| 12 | | | 要望 | 団体 | | 食中毒が発生した時には被害者への補償も大きな問題となります。重症化若しくは大規模化した場合には、営業者の補償能力を超えてしまい、行政に救済が求められることも起こっています。当協会としましては、「食中毒等発生時の補償は営業者が責任を負うもの」と考え、会員向けの補償制度を整備しております。この補償制度の加入は当協会への加入が前提であることもあり、当協会への加入促進につきまして、引き続きご配慮をお願い申し上げます。 | 貴協会の食品衛生行政に対するご協力は本市としても心強く感じています。機会をとらえ補償制度や貴協会の周知を営業者にまいります。 |